

【新設】(災害損失の額に含まれる棚卸資産等の譲渡損)

12-2-3 棚卸資産又は固定資産の譲渡による損失の額は、災害損失の額には含まれないのであるが、被災事業年度において、法人が、災害により著しく損傷したこれらの資産を譲渡したことにより生じた損失の額のうち被害を受けたことに基因する金額を災害損失の額に含めているときは、これを認める。

【解説】

- 1 本通達では、法人税法第 58 条《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定の適用上、災害損失の額に含まれる棚卸資産等の譲渡損の範囲について明らかにしている。

本通達の内容は、平成 23 年 4 月に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）」が制定された際に公表した法令解釈通達の内容を基本通達として整理したものである。

- 2 本制度における災害損失の額とは、法人が有する棚卸資産や固定資産につき、災害による著しい損傷によって、これらの資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなった場合に、その帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額とされていることから（法令 116①一）、棚卸資産又は固定資産の譲渡による損失の額は、災害損失の額には含まれないのであるが、災害のあった日の属する事業年度（以下「被災事業年度」という。）において、法人が災害により著しく損傷したこれらの資産を譲渡したことにより生じた損失の額のうち被害を受けたことに基因する金額を災害損失の額に含めているときは、これを認めることとしている。

これは、法人が災害により著しく損傷した棚卸資産や固定資産を譲渡したことにより生じた損失の額については、単なる譲渡損というより、実質的には災害による損失と評価することができる。また、これらの資産を被災事業年度内に譲渡しなかった場合には、その帳簿価額を減額することにより、災害損失の額が計上できることも踏まえれば、法人が被災事業年度内に譲渡するか、譲渡しないか（譲渡損として計上するか、評価損として計上するか）によって、当該被災事業年度の災害損失の額が異なるのは、ややバランスを欠いているものといえるので、その実情に合うよう認めることとしたものである。

- 3 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 20-2-9）を定めている。